○埼玉県警察情報処理能力検定に関する訓令

平成６年１月10日

警察本部訓令第１号

警　察　本　部　長

埼玉県警察情報処理能力検定に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察情報処理能力検定に関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、埼玉県警察における職員の情報処理能力についての検定（以下「能力検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（能力検定の目的）

第２条　能力検定は、警察職員の情報処理に関する能力を検定し、情報処理に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

一部改正〔平成27年第24号〕

（能力検定の級位）

第３条　能力検定は、初級及び中級に区分して行う。

２　能力検定の対象となる知識及び技能は、能力検定の対象となる知識及び技能（別表１）の左欄に掲げる能力検定の級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

一部改正〔平成27年第24号〕

（実施責任者）

第４条　能力検定の実施責任者（以下「実施責任者」という。）は、総務部長とする。

一部改正〔平成27年第24号〕

（能力検定の方法）

第５条　能力検定は、試験項目（別表２）に掲げる事項について筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を使用した試験により行うものとする。

一部改正〔平成27年第24号〕

（能力検定の実施）

第６条　能力検定は、原則として年１回以上実施するものとする。この場合、実施責任者は、実施日時、場所その他必要な事項をあらかじめ所属長に通知しなければならない。

一部改正〔平成27年第24号〕

（受験申請）

第７条　前条の規定により、能力検定の実施の通知を受けた所属長は、所属の職員に周知させ、受験者を取りまとめの上、実施責任者に報告しなければならない。

一部改正〔平成12年第23号、27年第24号〕

（合格者の決定）

第８条　実施責任者は、能力検定を実施したときは、速やかに当該検定の合格者を決定するものとする。

２　能力検定の合格基準は、各級とも問題の60パーセント以上の得点とする。

一部改正〔平成27年第24号〕

（合格者の通知等）

第９条　実施責任者は、能力検定の合格者を当該合格者の所属長に通知するものとする。

２　所属長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を人事記録に記入するものとする。

一部改正〔平成12年第23号、27年第24号〕

（能力検定の管理）

第10条　能力検定に係る警察職員の情報の管理及び事務の処理については、埼玉県警察情報管理システムによる職員情報総合管理システムにより行うものとする。

追加〔平成27年第24号〕

（特例）

第11条　実施責任者は、初級又は中級の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認めた者については、能力検定の当該級位に合格したものとみなすことができる。この場合において、第９条及び前条の規定を準用するものとする。

一部改正〔平成12年第23号、27年第24号〕

（その他）

第12条　警察庁で実施する上級の情報処理能力についての検定については、第７条及び第９条の規定を準用するものとする。

２　実施責任者は、埼玉県警察の職員以外の者で必要により警察情報管理システム等運用管理規程（平成23年埼玉県警察本部訓令第32号）第２条第１号に規定する警察情報管理システム等を使用するものに対して、この訓令による能力検定を実施することができる

ものとする。

一部改正〔平成12年第23号、27年第24号〕

附　則

この訓令は、平成６年１月10日から施行する。

附　則（平成12年５月31日警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成12年６月１日から施行する。

附　則（平成13年３月30日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月31日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成27年５月８日警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成27年６月１日から施行する。

附　則（平成30年３月28日警察本部訓令第９号）

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

能力検定の対象となる知識及び技能

級　位	知　識　及　び　技　能
初　級	１　警察情報セキュリティに関する規程（平成19年埼玉県警察本部訓令第40号）第２条第５号に定める警察情報システムの基本的な操作に必要な知識及び技能 ２　情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システムの基本的な操作に必要なもの
中　級	１　情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するため又は上司の指導の下、警察情報システムを設計、開発、整備及び運用するために必要な知識及び技能 ２　情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システムの操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの

別表２（第５条関係）

試験項目

試験の項目	出題範囲	
	初級	中級
1　情報処理における各種法令等に関する知識		
(1)　個人情報の保護に関すること。	○	○
(2)　警察情報セキュリティポリシーに関すること。	○	○
(3)　警察情報管理システムに係る各種規程に関すること。	○	○
(4)　その他関連法規に関すること。	○	○
2　コンピュータシステムに関する知識		
(1)　ハードウェア及びシステムに関すること。	○	○
(2)　ソフトウェアに関すること。	○	○
(3)　ネットワークに関すること。	○	○
(4)　データベースに関すること。	○	○
(5)　情報セキュリティに関すること。	○	○
3　アプリケーション（オフィスツール）の利用に関する知識	○	
4　アプリケーション（マークアップ言語及びマクロ）に関する知識及びプログラミングに関する基礎的知識		○